

はじめに

本(2017)年6月15日、参議院本会議は、法務委員会での審議を中断して、「共謀罪」法案¹⁾を自民、公明、維新、こころの賛成で可決してしまった。これは、国会法56条の3²⁾にある、「必要があるとき」を要件とする委員会の中間報告を経て、「議院が特に緊急を要すると認めたとき」に許される「議院の会議において審議することができる」という条項を用いたものである。しかし、法務委員会ではまだ17時間程度しか審議されていない本法案をこの時点で可決することは、加計学園獣医学部設置をめぐる疑惑の追及を恐れて国会の会期延長を避けたい現政権の思惑を受けた、暴挙であった。

本法案の審議では、現政権によって、最初から、テロ組織を対象とするものではない条約をテロ対策条約のように見せかける欺瞞、条約批准にとって必ずしも必要でない広範囲な「共謀罪」を必要であるとする欺瞞、テロ組織への限定がない「共謀罪」を「テロ等準備罪」と呼ぶ欺瞞、そして「組織的犯罪集団」の広汎性や「組織的犯罪集団」に属さない人々にも適用される法律であることを明確にしない欺瞞といった、様々な「国民騙し」の手口が用いられた。また、「共謀罪」にとどまらず、それを調査ないし捜査する手法である「通信傍受」や「会話傍受」、その他のデータの活用によって、人々のプライバシーが丸裸にされるという問題も、国会では十分に解明されないままであった。本書は、そのような「共謀罪」提案の背景と本罪の特徴を明らかにするものである。

1) 正式には、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案」である。以下、「本法案」と呼ぶ。

2) 第56条の3 各議院は、委員会の審査中の案件について特に必要があるときは、中間報告を求めることができる。

2) 前項の中間報告があつた案件について、議院が特に緊急を要すると認めたときは、委員会の審査に期限を附け又は議院の会議において審議することができる。

3) 委員会の審査に期限を附けた場合、その期間内に審査を終らなかつたときは、議院の会議においてこれを審議するものとする。但し、議院は、委員会の要求により、審査期間を延長することができる。

しかし、同時に、「共謀罪」は、その条文に即した国会審議が十分になされなかったことも相まってではあるが、捜査や裁判の実務においても、様々な混乱を生じる「欠陥法」でもある。そして、この「欠陥」は、一方では、その運用者によって濫用される危険をもたらすものである。しかし、他方では、人権に配慮した適切な解釈と運用によって、ある程度まで——あくまである程度までではあるが——濫用の危険を抑えることもできる。

ブックレット形式をとった本書は、そのような、予想される実務の混乱を可能な限り回避するために、「共謀罪」の簡単な解説を試みるものである。また、あわせて、真の国際協力のために、捜査・司法共助や犯罪人引渡しにとってネックとなる「死刑」を廃止するという課題が、わが国にあることを明らかにするものでもある。

ところで、「共謀罪」に関しては、これが、「行為主義」をはじめとするわが国の刑法原則に反するという意見もある。しかし、何が刑法原則なのか、あるいは「行為主義」とは何なのかという問題は、そう一義的に解答できるものではない。「共謀」のみを処罰することは刑法原則からの逸脱であると書けば、従来から存在した爆取などの共謀罪も含めて、それが原則違反であることを示さざるを得なくなるであろう。また、それは憲法でいえば、どの条項の違反であるかを示すことも、必要となる。「準備行為」を必要とすれば原則問題をクリアできるのかも問題となる。しかし、これは、なかなか難しい。したがって、これらの問題については別の機会に考察することとし、本書では、「共謀罪」法によって生じる具体的な問題を明らかにすることとしたい。

なお、本書の発行については、法律文化社の梶原有美子さんに、大変お世話になった。記して謝意を表する。

2017年6月25日

京都にて